

第4次佐伯市男女共同参画計画（案）

《平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）》

佐 伯 市

ごあいさつ

平成 31 年 3 月

佐伯市長

田中利明

目 次

◆ 計画の策定に当たって ◆	1
◆ 計画の策定の背景 ◆	3
◆ 第4次佐伯市男女共同参画計画体系 ◆	5
◆ 計画の内容 ◆	6
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	6
基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる生活環境づくり	17
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり...	24
◆ 推進体制 ◆	28
◆ 資料 ◆	30

★ 計画の策定に当たって ★

計画策定の趣旨

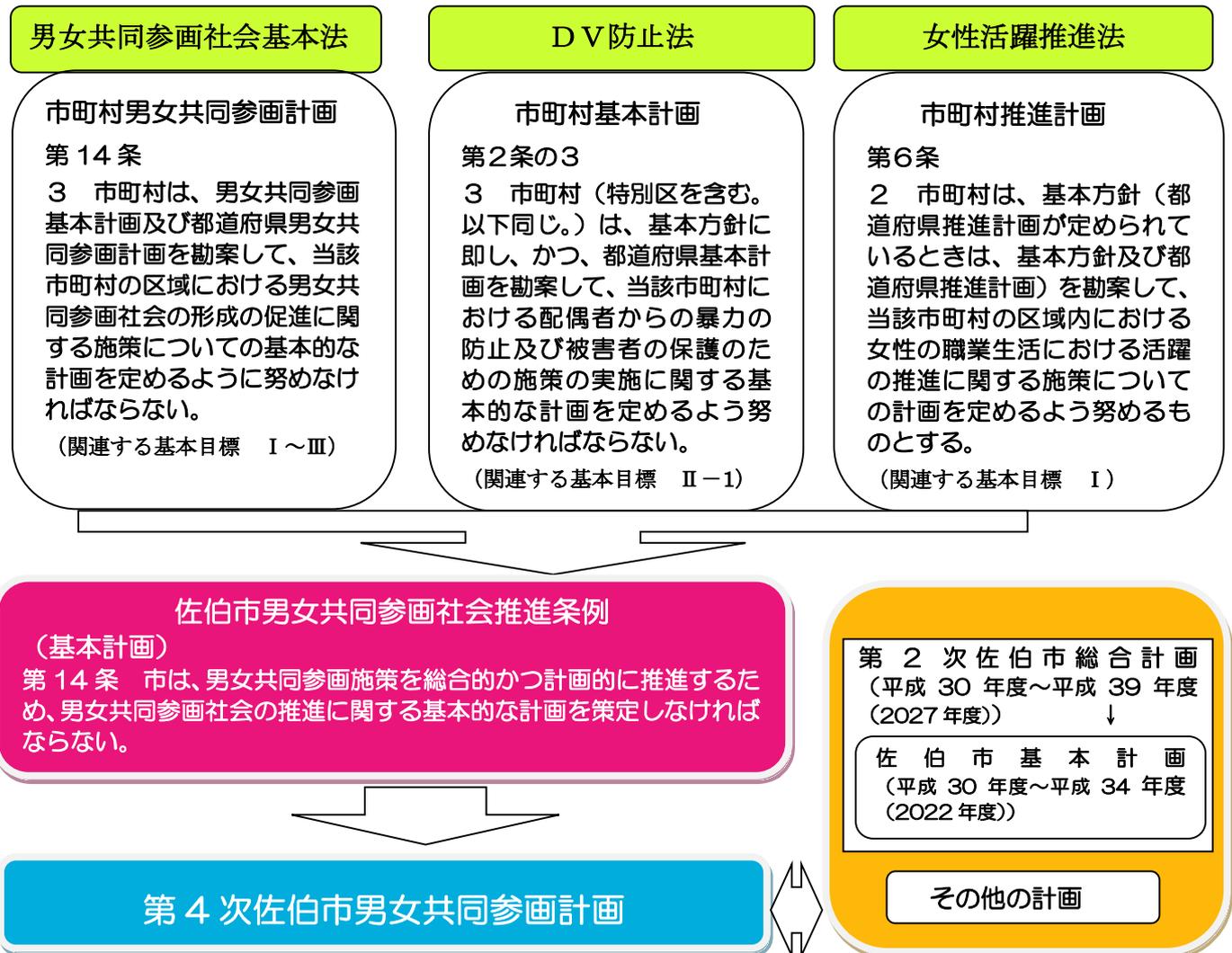
本市では、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*の実現を目指し、平成 19 年に「佐伯市男女共同参画社会推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。この条例では、男女共同参画社会の推進を市政の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的な推進に取り組むことを明記しています。

また、平成 30 年 4 月に策定された「第 2 次佐伯市総合計画」において、「さいき 7 つの創生」の基本政策の中で「人が交流し、活力あふれるまちの創生」が掲げられ、その中で「男女共同参画の推進」が主な施策の一つとなっています。

このような状況の中、「第 3 次佐伯市男女共同参画計画（平成 26 年度策定）」により男女共同参画の様々な施策に取り組んできました。今回、同計画が平成 30 年度で計画期間が終了することに伴い、「第 4 次佐伯市男女共同参画計画」を策定するものです。

計画の位置づけ

佐伯市男女共同参画計画（以下「参画計画」という。）は、条例第 14 条に基づく基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に規定する計画に当たります。



計画の期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの 5年間

基本理念

「佐伯市男女共同参画社会推進条例」に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

- 1 男女一人ひとりの人格、個人の尊厳の尊重
- 2 性別による差別なく能力を発揮する機会の確保、人権の尊重
- 3 性別による役割分担を反映した社会制度や慣行の影響を受けない社会活動の自由な選択
- 4 政策や立案、決定に共同参画する機会の確保
- 5 家庭生活と社会生活の両立
- 6 性に関する身体的特徴の理解、性と生殖に関する意思尊重、健康な生活を営む権利
- 7 国際的協調の下での男女共同参画社会の推進

計画の策定体制

（1）計画策定会議における検討

本計画を策定するに当たり、有識者や関係団体の代表者などで構成する「佐伯市男女共同参画審議会」において計画案の内容を御審議いただき、幅広い意見の集約と計画内容への反映を図りました。

（2）アンケート調査の実施

平成30年5月15日～平成30年6月15日の期間に、佐伯市在住の16歳以上2,000人の方を対象にアンケート調査（「平成30年度佐伯市男女共同参画社会づくりのための意識調査」（以下「市民意識調査」という。））を実施し、900人の回答が得られました。男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権、女性の活躍などに関する意識・実態等、得られた調査結果を計画内容へ反映しました。（結果は百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。四捨五入の結果、個々の比率の合計が100%にならないことがあります。複数回答では、合計が100%を超えることがあります。）

（3）パブリックコメントの実施

平成31年（2019年）1月4日～2月4日までの期間を設けて計画案の内容を公表し、市民からの意見を公募しました。その結果も考慮し、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。



計画の策定の背景



国の動き

国は、これまで「男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション^{※P6}を始めとする様々な取組を進めてきた結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めている。」と大局的に見ています。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた真に実効性のある新たな取組が求められています。

長時間労働を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ[※]問題や働き方の二極化[※]、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等様々な側面からの課題を解決していくため、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

次のステップとして、女性活躍や生産向上に資する働き方改革及び男性の暮らし方・意識の変革の推進と女性活躍情報の見える化の徹底と活用の促進により、各界各層、全国各地における自発的な取組につなげ、女性活躍の好循環を生み出す方針を打ち出しています。

県の動き

大分県では、平成15年に「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」を開設し、さらに平成27年に経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした「女性活躍推進宣言」に取り組んでもらうよう働きかけてきました。

また、平成28年に「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画と一体のものとして、「第4次おおいた男女共同参画プラン」を策定しました。

県は、このプランの中で「固定的な性別役割分担意識[※]のない、男女平等の大分県」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県」、「男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県」を県が目指す男女共同参画社会のすがたとしています。

また、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）対策については、平成29年に「第4次大分県DV対策基本計画」を策定しており、「第4次おおいた男女共同参画プラン」には重点目標として「DV、性犯罪等の被害者の支援」を盛り込んでいます。

M字カーブとは

労働分野において、女性の年齢階級別の労働力率を示す指標を表す語である。グラフ化した時の形がアルファベットの「M」の字の形に似た曲線を描くことから名付けられた。

結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること。

働き方の二極化とは

長時間労働を受け入れてフルタイムで働く人と、活躍の場が限られた非正規で働く人の二極化。

固定的性別役割分担意識とは

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識をいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例である。

佐伯市の動き

本市では、「第3次佐伯市男女共同参画計画」に掲げる具体的な施策の進行管理を行い、全庁的に男女共同参画の推進を図ってきました。

また、平成30年4月に策定された「第2次佐伯市総合計画・基本計画」において、大きく変化する社会情勢に対応した男女共同参画社会の実現を一層加速させていくための施策の推進が求められています。

「第4次佐伯市男女共同参画計画」策定に当たっては、国や県の動向を踏まえるとともに「第2次佐伯市総合計画」を始めとする関連する他の計画との整合性や調和を図りました。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるため「DV防止法に基づく佐伯市DV対策基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるため「女性活躍推進法に基づく佐伯市推進計画」と一体のものとして策定しています。

本計画におけるDVとは

○本計画において「DV」とは、配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力をいいます。

※「生活の本拠を共にする」とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味します。

専ら交友関係に基づく共同生活、福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、又は専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活は、法の適用対象から除外されます。

○「暴力」とは、身体的な危害を加える暴力だけでなく、これに準ずる精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力のような、心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。

★ 第4次佐伯市男女共同参画計画体系 ★

—市の基本政策（第2次佐伯市総合計画・人が交流し、活力あふれるまちの創生）—

男女共同参画のまちづくり

基本目標	施策の方向	施策
I あらゆる分野における女性の活躍 （女性活躍推進法に基づく佐伯市推進計画）	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ②女性リーダーの育成
	2 職業生活における女性の活躍の推進	①雇用の分野における男女平等の推進 ②女性のニーズに応じた就労支援
	3 地域・農山漁村における女性の活躍の推進	①地域における女性の活躍推進に向けた支援 ②農山漁村における女性の参画拡大・働きやすい環境づくり
	4 ワーク・ライフ・バランスの実現	①職場における両立支援の推進 ②育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり
II 安全・安心に暮らせる生活環境づくり	1 配偶者等からの暴力の根絶 （DV防止法に基づく佐伯市DV対策基本計画）	①配偶者等の暴力の根絶に向けた意識啓発 ②被害者の相談・支援体制の充実
	2 生涯を通じた健康づくりの推進	①ライフステージに応じた心と体の健康支援 ②性と生殖に関する健康と権利を重視した健康支援
	3 人権の尊重と自立への支援	①人権尊重のための意識の浸透 ②困難を抱えた人の自立のための支援
III 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり	1 男女共同参画意識をつくる啓発活動の推進	①男女共同参画に関する広報・啓発の充実 ②グローバルな視点に立った男女共同参画理解の推進
	2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	①多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

★ 計画の内容 ★

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍 (女性活躍推進法に基づく佐伯市推進計画)

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

近年、国をあげて男女共同参画が推進され、社会のあらゆる分野において女性の活躍が増えてきてはいるものの、政策・方針決定の場はまだ男性が中心となっていることが多く、女性の参画は十分ではありません。

本市では、第3次男女共同参画計画において、市の審議会等*の女性の割合を平成30年度までに50%とすることを目標とし女性の登用促進に取り組んできましたが、平成30年4月時点の調査では29.1%と前回の計画以降、年々減少傾向にあります。また、市役所の監督職以上における女性の割合は、平成26年度から5.8%程しか増加していません。市議会における女性議員の割合は、平成30年4月時点で12.5%とかなり増えていますが、平成30年5月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、地方議会の選挙においても、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としており、女性議員の人数もまだまだ少ない状況が見受けられます。

このような状況を改善するため、ポジティブ・アクション*などの手法を活用しながら、女性の市の審議会委員等への登用や市役所の監督職以上への登用など、人材育成に努めていく必要があります。

審議会等とは

行政機関が、政策や方針の決定を行う際に意見を求める機関のことで、女性登用率の計算には、教育委員会や監査委員などの行政委員会、法令、条例等に基づき設置された審議会等の委員が含まれています。

ポジティブ・アクションとは

ポジティブ・アクションについて、一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

ポジティブ・アクションの手法

ポジティブ・アクションには多様な手法があり、例えば、次のように分類できます。各団体、企業、大学、研究機関などの特性に応じて最も効果的なものを選択することが重要です。

(1) 指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式

- クオータ制(性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法)
- プラス・ファクター方式(能力が同等である場合に一方を優先的に取り扱うことによって実現する方式)

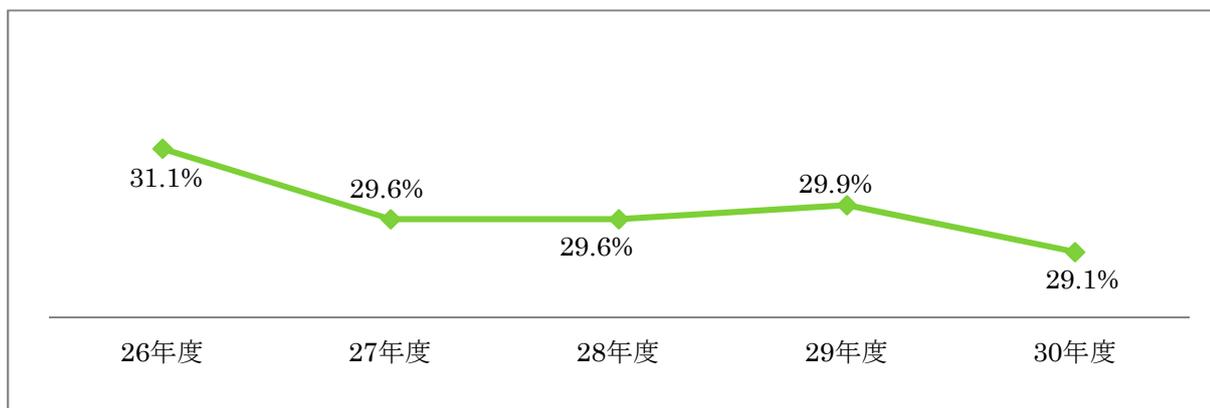
(2) ゴール・アンド・タイムテーブル方式

(指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法)

(3) 基盤整備を推進する方式

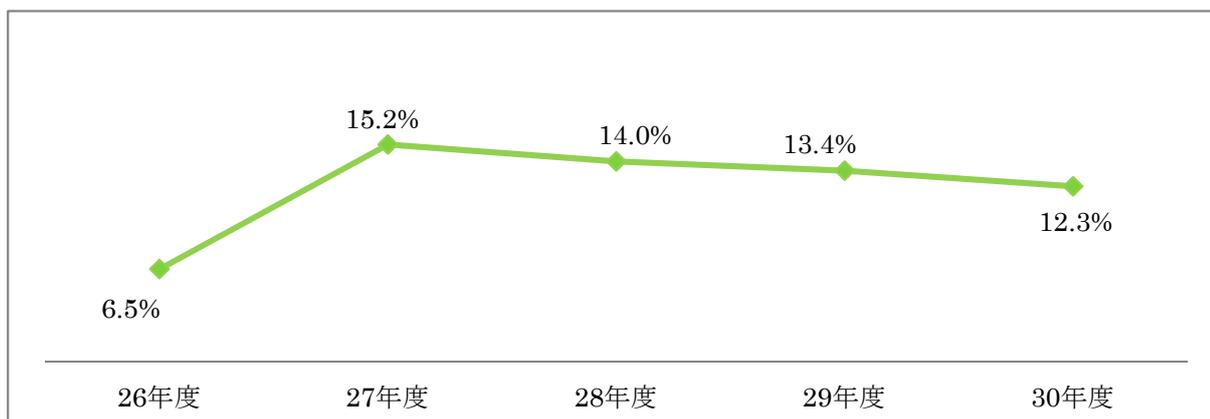
(研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法)

〈市の審議会等における女性委員の割合の推移〉



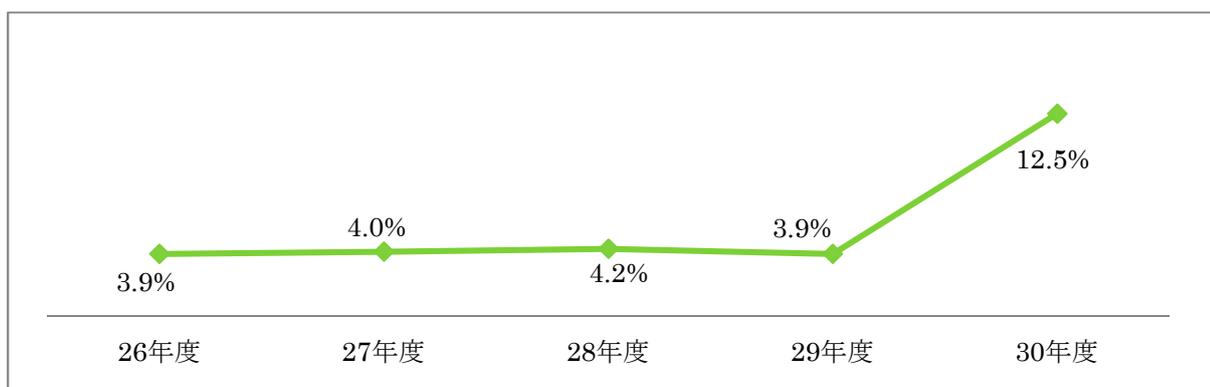
佐伯市「男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況調査」

〈市役所の監督職以上における女性の割合の推移〉



「佐伯市総務部総務課より」

〈市議会における女性議員の割合の推移〉



佐伯市「男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況調査」

施策① 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主 な 取 組	担 当 課
1. 女性職員の職域の拡大及び監督職以上への登用を推進します。	総務課
2. 審議会・委員会等委員への女性委員の積極的登用に努めます。	関係課
3. 総合計画の策定や進行管理など、まちづくり方針等の検討の場における女性の参画を促進します。	政策企画課
4. 会議等に子育て中の人参加しやすいよう託児サービスを提供します。	人権・同和对策課

施策② 女性リーダーの育成

主 な 取 組	担 当 課
1. 女性リーダーを育成するため、女性活躍推進団体の育成・ネットワーク化を進めます。また女性の活躍を応援する男性リーダーの育成にも努めます。 ▼関連する主な事業 ●佐伯市地域女性活躍推進事業 〈トピックス参照〉	人権・同和对策課
2. 企業や各種機関、団体で活躍している女性リーダー等の情報交換の場を設けます。 ▼関連する主な事業 ●JODAN（女男）会議	人権・同和对策課

指標及び目標値

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 平成 35 年度 (2023 年度)
市の審議会等の女性委員の割合	29.1%	50.0%
市役所の監督職以上における女性の割合	12.3%	17.0%
雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合（国勢調査）	14.5% (平成 27 年度)	20.0%

トピックス

佐伯市地域女性活躍推進事業

本市では、男女が共に個性と能力を十分に発揮できるよう、女性の活躍を応援する取組等に対し、補助金を交付しています。

- 〈補助対象事業〉
- ・女性の輝ける地域イベントや取り組み
 - ・子育てに関する相談会
 - ・女性の活躍に関する講演会の開催
 - ・その他、特に必要と認められる女性の活躍を応援する活動

施策の方向2 職業生活における女性の活躍の推進

【現状と課題】

これまで、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、制度面では男女平等に向けた改善が行われてきました。しかし、配置や職務分担、昇進、教育訓練の機会などにおいて性別による取扱いの不平等感が残っており、男女間の賃金格差も存在しています。

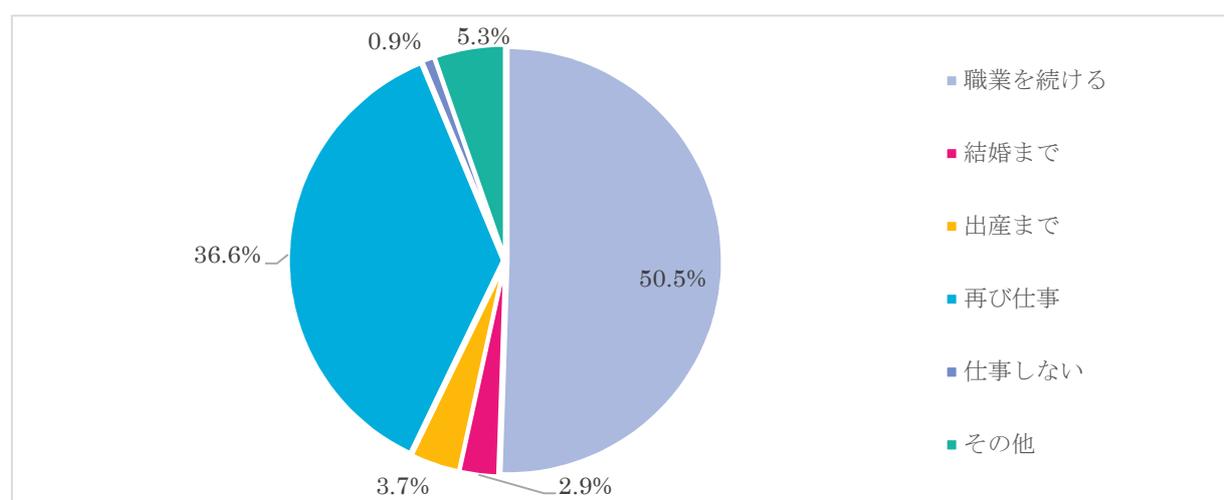
市民意識調査においては、「女性が職業を持つことについて、どう思いますか」との質問に対し、「結婚や出産にかかわらず仕事を持ち続けた方がよい」、「子どもができれば仕事を辞め、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」と回答した人の合計が約90%にのぼり、女性が職業を持つことが望ましいと考える人が大半を占めています。また、「女性が生涯にわたり仕事を続けるためには、どのような支援や改善が必要だと思いますか」との質問に対し、「育児・介護休業制度等の充実」、「保育・介護などの支援施設やサービスの充実」が上位に挙がっています。この二つはかなり似た内容ですが、多く回答されているということは「目に見える」制度の充実が必要だと考えられます。

また、「育児・介護休業を取るために、どのようなことが必要だと思いますか」との質問に対し、50%以上が「取りやすい職場の雰囲気」、「事業主や管理職の理解」と回答しており、これら休業制度の取得率向上のための職場の理解も課題の一つです。

「女性活躍推進法」では、就労の場で女性が男性と対等に働き、決定の場に参画できるような環境の整備が求められています。また、女性の就業継続を困難にしている原因と考えられる労働時間や職場の雰囲気、仕事のやりがい等の実態を調査し、早期に改善することも事業主に求められています。

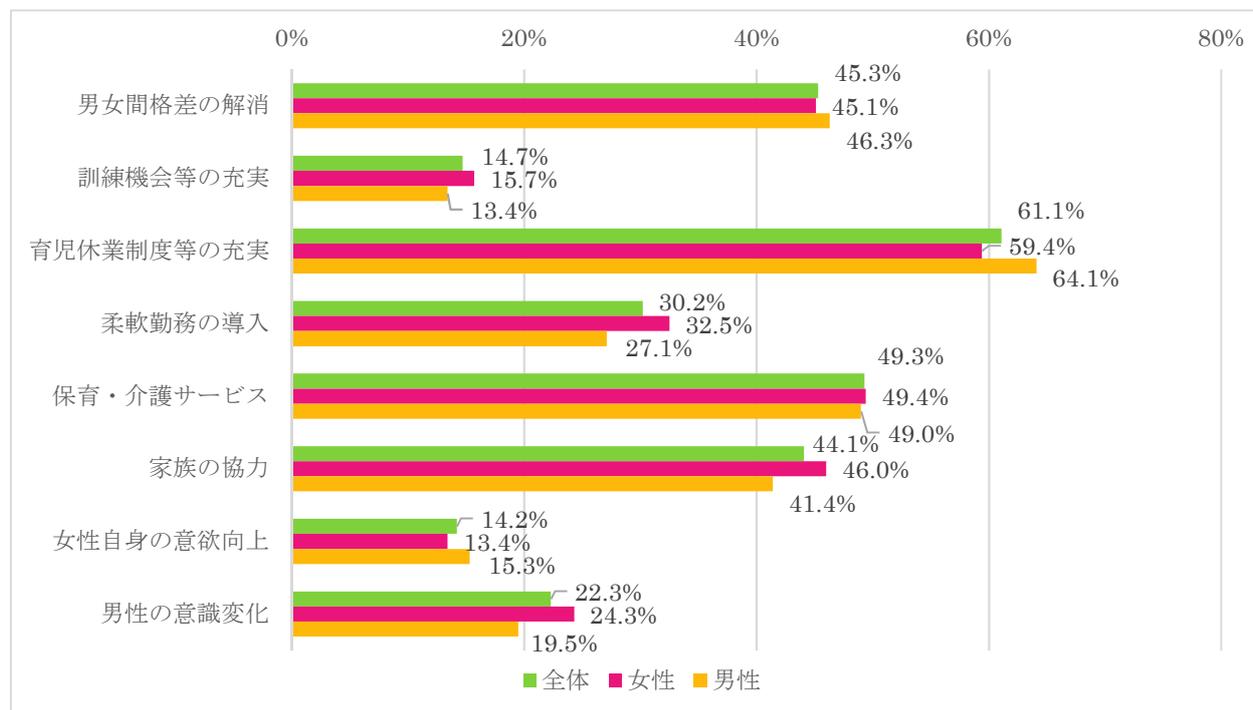
本市においても、企業や事業所に対して啓発を進めるとともに、女性が活躍しやすい職場環境づくりを目指して企業に情報提供していくことが必要です。

女性が職業を持つことについて、どう思いますか



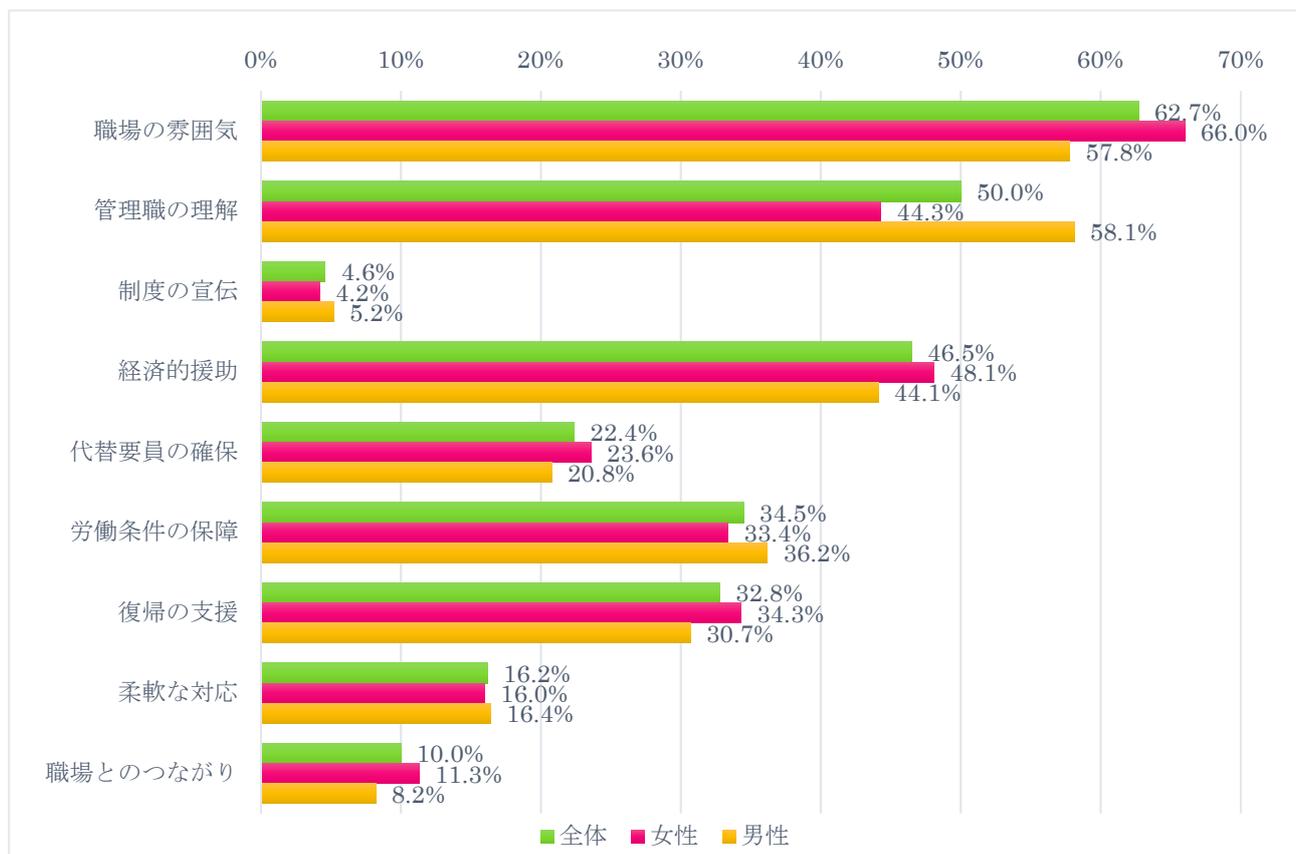
(資料/市民意識調査)

女性が仕事を続けるために必要なことはなんですか



(資料/市民意識調査)

育児・介護休業を取るために必要なことはなんですか



(資料/市民意識調査)

施策① 雇用の分野における男女平等の推進

主 な 取 組	担 当 課
1. 男女が共に働きやすい就業環境をつくるため、市内事業所等に対し「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、労働に関する法律・制度の周知と着実な履行に向けた啓発を図ります。	商工振興課
2. 職場における男女間格差の是正や女性の能力発揮に関する広報・啓発、大分県主催の「労働講座」への参加促進などにより、民間企業の経営者や管理職等の意識改革を図ります。 ▼関連する主な事業 ●大分県と連携した働き方改革の推進事業	商工振興課

施策② 女性のニーズに応じた就労支援

主 な 取 組	担 当 課
1. 女性の職業能力の育成に関する情報提供や、就職を支援するセミナーの開催などにより、育児や介護などで離職した女性の再就職や、働くことを希望する女性の支援を行います。 ▼関連する主な事業 ●ジョブカフェおおいた佐伯サテライト	商工振興課
2. 女性の再就職や起業についての学習の機会を提供します。 ▼関連する主な事業 ●女性の創業のためのセミナーの開催	商工振興課

指標及び目標値

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 平成 35 年度 (2023 年度)
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	23.4%	40.0%
女性の創業のためのセミナー受講者数（延べ人数）	69 人	100 人

施策の方向3 地域・農山漁村における女性の活躍の推進

【現状と課題】

地域社会における活動団体には、自治委員会、婦人会、PTA、女性ネットワークなど様々な団体やグループが存在し、その活動は暮らしの視点に立ったものであり、取り組む分野も多岐にわたっています。しかし、これらの多くが後継者不足や会員の減少、組織運営の見直しなど、多くの課題を抱えており、男女が地域における役割を共に担わないと立ちいかなくなる状況となっています。また、近年の度重なる災害から、人と人との助け合いや支え合いといった共助の力が重要であることが認識されています。

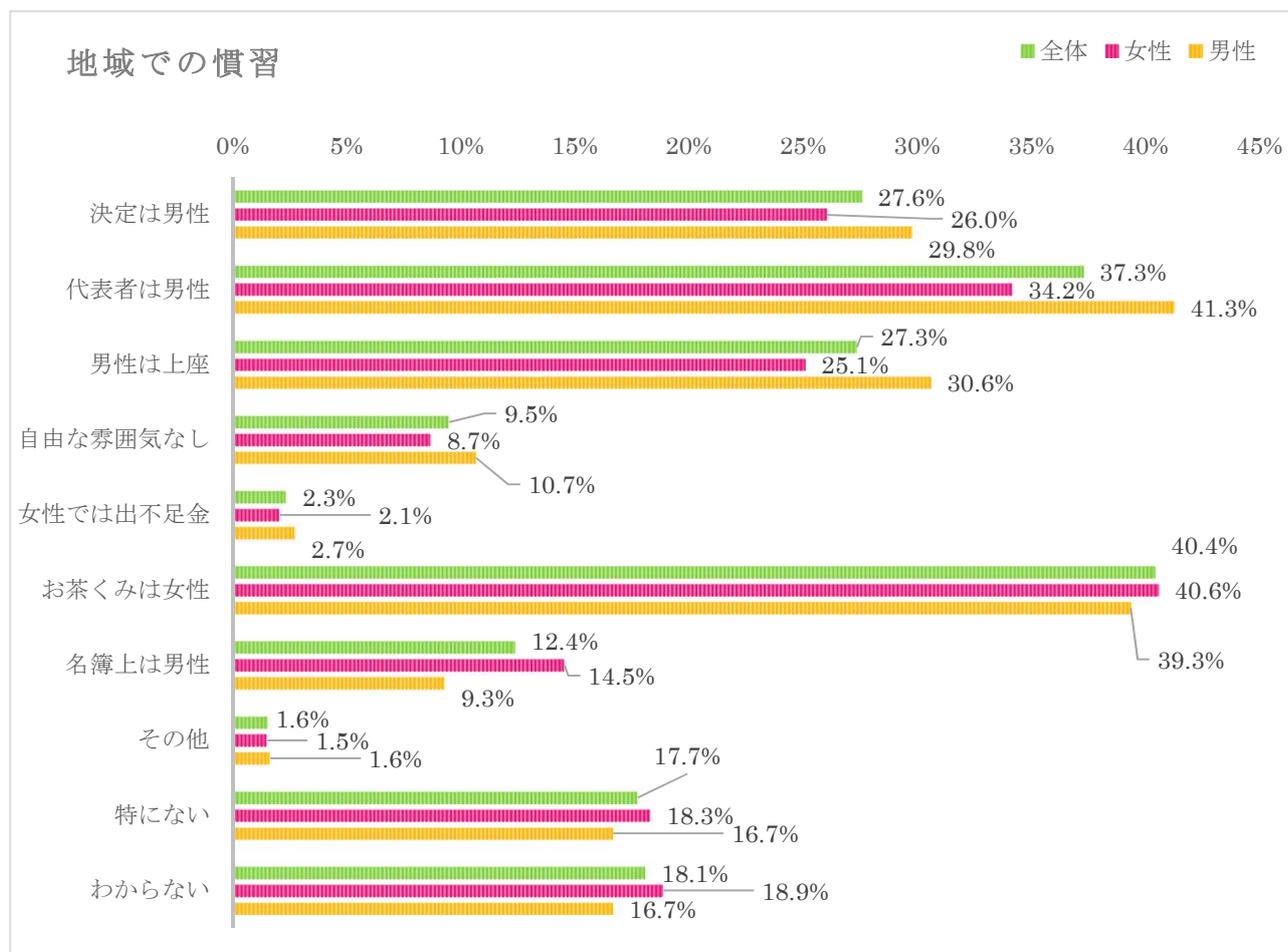
地域の問題をお互いの助け合いで解決しようとする共助の意識を醸成し、防災分野においても男女共同参画の視点を取り入れ、市民一人ひとりが自ら担い手となって取り組んでいくことが必要です。

市民意識調査によると、「代表者は主に男性」、「お茶入れや調理などは女性がする」など、固定的役割分担意識にとらわれた回答がそれぞれ40%近くあり、依然として女性の意見が反映されにくい現状があることがうかがえます。

また、農林水産業では、担い手の高齢化と後継者不足が進む中、労働力不足や過重労働が問題となっています。

こうした中、農林水産業に従事している女性は、農林水産業の振興と農山漁村地域の活性化の担い手となる重要な役割を果たしています。例えば、近年、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムによる都市と農山漁村の交流が注目され、農家民宿開設や漁業体験など、女性の能力を生かした多角的な経営が進んできており、女性の起業が地域の活性化に大きく貢献しています。また、農林水産物の加工や直売に取り組む女性団体も増加しています。今後も、このような雇用創出や地域活性化を図る農林水産業の6次産業化が進み、より一層女性の活躍が期待できます。

しかし、農林水産業は、時間的にも空間的にも仕事と生活を分けることが困難であり、特に女性は家事労働も含め長時間労働になりやすく、日頃から果たしている役割も正しく評価されているとは言い難い状況にあります。そのため、女性も男性も対等な経営パートナーとして能力を発揮し、いきいきと暮らし、働くことができるよう、固定的性別役割分担意識の解消や、経営等意思決定の場への参画など男女共同参画の理解を深めていく必要があります。



(資料/市民意識調査)

施策① 地域における女性の活躍推進に向けた支援

主な取組	担当課
1. 男女共同参画の観点から、区等がよりよい地域での活動等を行えるよう意識啓発などに取り組みます。	市民課
2. 地域で活動している様々な団体が、男女共同参画の視点を持った活動団体となるように働き掛けていきます。	地域振興課
3. グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム等、女性に配慮した実践者の研修会を行います。 ▼関連する主な事業 ●グリーン・ツーリズム受け入れ研修会	観光課
4. 自主防災組織における女性防災士の育成を推進します。	防災危機管理課
5. 女性消防団員を増やします。	消防本部
6. 防災に関する講座の開催など、女性の視点を含んだ防災について、学習の機会を提供します。	消防本部 防災危機管理課

施策② 農山漁村における女性の参画拡大・働きやすい環境づくり

主 な 取 組	担 当 課
1. 直売所などにおける女性の起業や経営参画を促進するとともに、地域のリーダーとしても活躍できるよう女性農業経営士や女性農業従事者の活動を支援します。 ▼関連する主な事業 ●経営研修会 ●海と山の交流会 ●おおいた AFF 女性ネットワーク豊肥支部との交流研修会	農 林 課
2. 家族経営協定の普及・促進に努めます。	農業委員会 農林課
3. 農林漁業における女性団体の育成と活動の支援をします。 ▼関連する主な事業 ●佐伯地区ふるさと起業グループ連絡協議会の活動支援 ●佐伯地区女性農業経営士会の活動支援 ●漁協女性部が行う魚食普及活動への補助金支給	農林課 水産課

指標及び目標値

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 平成 35 年度 (2023 年度)
認定農業者※における家族経営協定※締結割合	33.9%	40.0%
農業委員に占める女性の割合	9.1%	25.0%
女性防災士がいる自主防災組織の割合	22.5%	30.0%
女性消防団員の人数	19 人	40 人

認定農業者とは

農業経営改善計画書が、市町村の策定する農業経営基盤強化促進基本構想に照らし適切と認められ、その計画の認定を受けた農業経営者。農業経営改善計画とは、農業経営を営む者または営もうとする者が、農業経営の規模拡大等を図るために作成する計画である。

家族経営協定とは

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

施策の方向4 ワーク・ライフ・バランスの実現

【現状と課題】

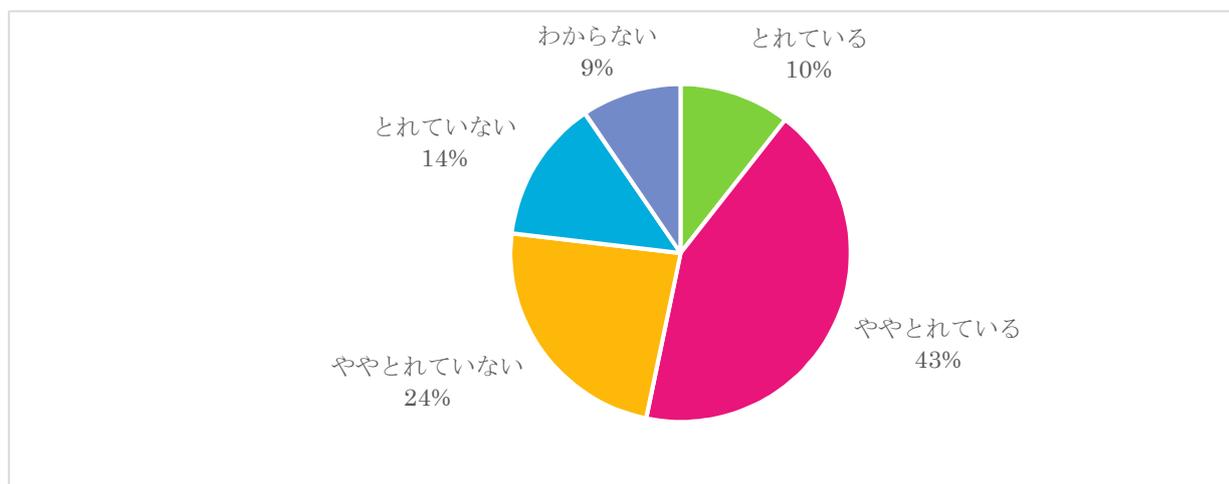
ワーク・ライフ・バランス*の実現は、「家庭」か「仕事」かのどちらかを選択するのではなく、生活の基盤を確保しつつ、家族や友人との充実した時間や、自己啓発・地域活動への参加の時間を持つことができる豊かな生活を可能にします。また、子育てや介護など、個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるようになります。

さらには、企業にとっては生産性の向上、地域活動の活性化等、社会全体の好循環にもつながります。

しかし、市民意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランスがうまくとれていますか」との質問に対し、53%が「とれている」、「ややとれている」と回答しているものの、47%が「とれていない」、「ややとれていない」、「わからない」と回答しており、まだまだワーク・ライフ・バランスへの理解の浸透が必要です。

少子高齢化が進み、働き方の多様化や共働き世帯の増加する中、仕事と家庭の両立ができる環境をつくるためには、長時間労働の是正など働き方の大幅な見直しと、労働者が安心して育児・介護に参加できる環境づくりを早急に進めることが求められています。また、行政だけではなく、市民、事業所、地域等様々な主体が連携してワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、積極的に取り組んでいくことが必要です。

ワーク・ライフ・バランスがうまくとれていますか



(資料/市民意識調査)

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

施策① 職場における両立支援の推進

主 な 取 組	担 当 課
1. ワーク・ライフ・バランスについて、広報誌やホームページによる情報提供、ポスター掲示等により、広く市民に対する啓発を図ります。	商工振興課 人権・同和对策課
2. 市職員の職場の業務量を把握し適切な人員配置を行うとともに、週1回のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の縮減を行います。	総務課
3. 事業所訪問や佐伯商工会議所等との連携により、事業所への広報・啓発を行います。	商工振興課 人権・同和对策課
4. 特定事業主行動計画に掲げる休暇制度の周知などに努め、男性職員の育児休業取得を推進します。	総務課

施策② 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり

主 な 取 組	担 当 課
1. 多様なニーズに対応した保育・育児サービスの充実を図ります。 ▼関連する主な事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業	こども福祉課
2. 介護者の負担の軽減を図るとともに、地域包括支援センターを中心に高齢者の生活支援に努めます。 ▼関連する主な事業 ●総合相談支援業務 ●介護教室等の開催 ●ねたきり老人等介護手当支給事業	高齢者福祉課
3. 要介護高齢者の需要に応じた介護サービスの確保に努めます。 ▼関連する主な事業 ●居宅介護サービス ●施設介護サービス ●地域密着型介護サービス ●おむつ等助成事業	高齢者福祉課
4. P T A活動への父親の参加を促進します。 ▼関連する主な事業 ●家庭教育講座	社会教育課

指標及び目標値

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 平成 35 年度 (2023 年度)
「ワーク・ライフ・バランス」がうまく取れている人の割合	53.0%	70.0%
ファミリー・サポート・センター※の周知度(子ども・子育て県民意識調査)	43.9% (平成 29 年度)	60.0%

ファミリー・サポート・センターとは

児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人が会員となり助け合う会員組織。

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

施策の方向1 配偶者等からの暴力の根絶

(DV防止法に基づく佐伯市DV対策基本計画)

【現状と課題】

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等社会の実現の妨げともなっています。DVは、様々な形態の暴力を使い、相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せず、自分の考えや価値観を一方向的に押し付けたりする「力と支配の関係」が根底にあります。

また、家庭内において行われるため、外部からの発見が困難であり、潜在化しやすく、その上加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このような状況から、国においては、平成13年4月にDVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

その後、平成16年5月に第一次改正があり、平成19年7月の第二次改正では市町村における基本計画の策定が努力義務とされました。さらに、平成25年6月の第三次改正においては、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用されることとなり、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められました。

本市においては、「第3次佐伯市男女共同参画計画」の重点課題として、女性に対する暴力の根絶を掲げ、DV防止と被害者支援に努めてきたところです。

しかしながら、近年の厳しい経済情勢による生活困窮、家族関係の多様化、通信手段の変化等により相談内容は多様化・複雑化し、相談対応件数も年々増加してきています。市民意識調査では、「DV被害者のうち誰かに相談した人の割合」は64.5%となっています。

これらのことから、DVに対する正しい理解を図り、市民一人ひとりがDVを身近な問題として捉えることができるよう意識啓発に取り組み、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できる環境の整備が必要です。

配偶者（恋人間も含む）との間で、次の行為をあなたがしたり、相手から受けたことはありますか。

単位：人

	殴る、蹴る、たたき飛ばす	命の危険を伴う暴力	大声でどなる、なぐるふりをしておどす	ものを投げたりしておどす	長時間無視し続ける	「誰のおかげで食べられるんだ」と言う	外出、電話、郵便物、メールを監視する	社会的な活動や就職などを許さない	生活費を渡さない、食事をさせない	見たくないのに、ポルノを見せる	性的な行為を強要する
した	22	1	45	14	54	12	10	0	1	1	4
受けた	31	6	73	37	41	41	33	15	10	5	23
ない	760	791	699	759	716	751	766	785	792	800	799

(資料/市民意識調査)

誰かに相談しましたか

単位：人

	警察に連絡	婦人相談所に連絡	人権擁護委員等	弁護士	家族・親族	友人・知人	同僚や上司	相談しなかった
男性	2	0	0	0	8	13	1	16
女性	4	5	1	2	29	35	7	43

(資料/市民意識調査)

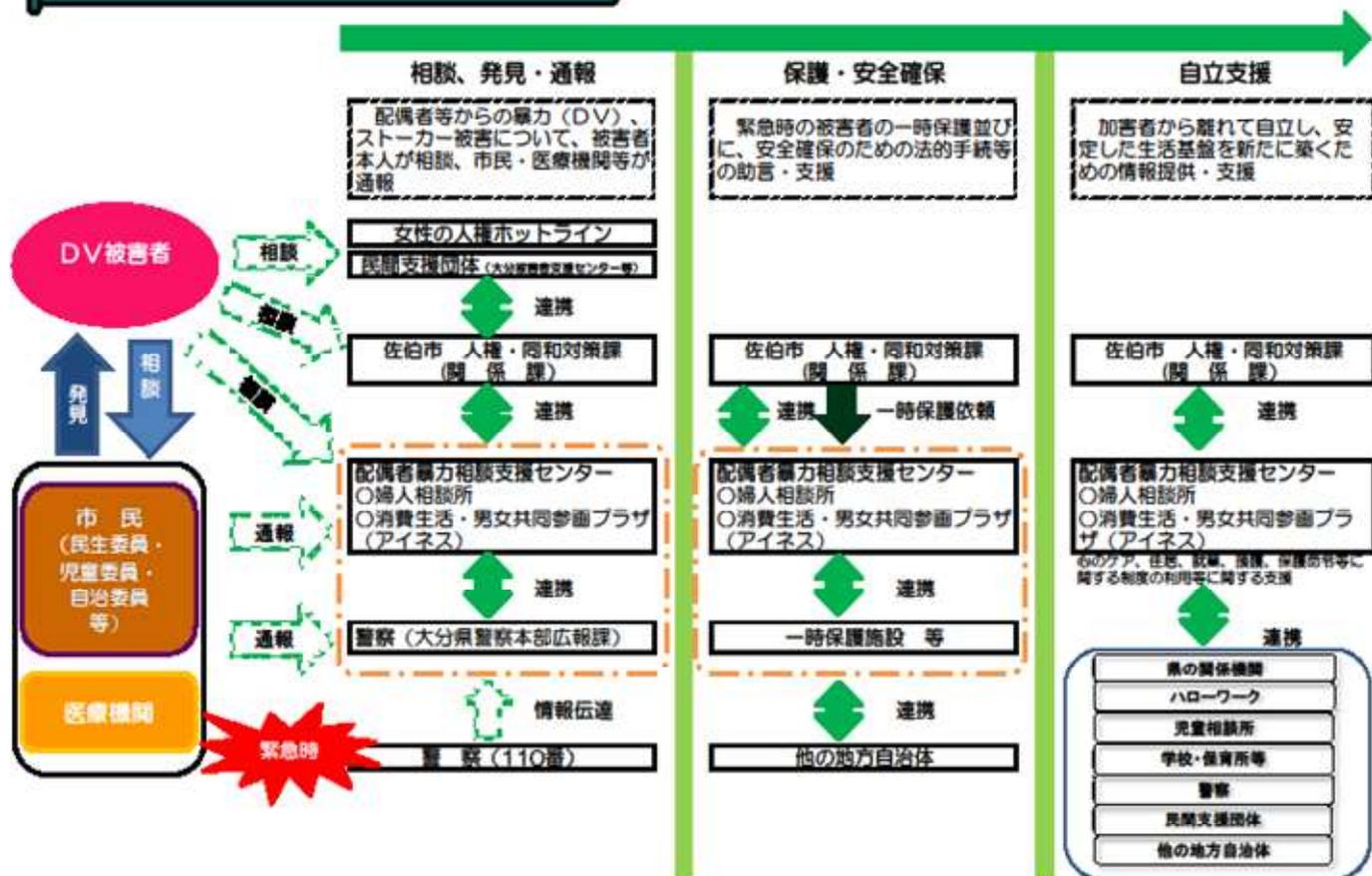
施策① 配偶者等の暴力の根絶に向けた意識啓発

主 な 取 組	担 当 課
1. DV防止に向けた広報・啓発活動を推進します。配偶者等に対する暴力は、犯罪行為であるという社会認識を徹底し、暴力の根絶に努めます。	人権・同和対策課
2. デートDVなど若い世代の男女間におけるDVも問題となっていることから、市民への啓発と学校教育におけるDV防止教育の推進に努めます。	人権・同和対策課 学校教育課

施策② 被害者の相談・支援体制の充実

主 な 取 組	担 当 課
1. 被害者が届出や相談がしやすくなるように、市の相談体制の充実に努めます。また、国や県を始め、被害者支援のネットワーク等、DVに関する相談に対応している機関等の周知を図ります。	人権・同和対策課 関係課
2. 「DV防止法」、「ストーカー行為等の規制に関する法律」に基づき、被害者からの申出があった場合は、加害者等からの住民票等の請求を拒み被害者を保護します。	市民課
3. 警察署、大分県婦人相談所等関係機関との連絡体制を強化し、DVやストーカー行為に関する相談及び一時保護を行います。さらに、DV被害者の生活再建へ向けた支援の実施に努めます。	人権・同和対策課 こども福祉課 高齢者福祉課 社会福祉課 障がい福祉課 建築住宅課
4. DVに関する研修機会を提供します。	人権・同和対策課

佐伯市DV被害者等の支援体制



指標及び目標値

指 標	現状値 平成30年度	目標値 平成35年度 (2023年度)
DV被害者のうち誰かに相談した人の割合	64.5%	80.0%

トピックス

パープルリボン



暴力の被害者にとって世界をより安全なものとするを目的として、1994年、アメリカでレイプや虐待のサバイバー（事件や事故、災害などに遭いながら生き延びた人）らによって結成されたプロジェクトから、パープルリボンの運動が始まりました。

現在、40か国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力根絶運動」のシンボルとして使われています。

施策の方向2 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

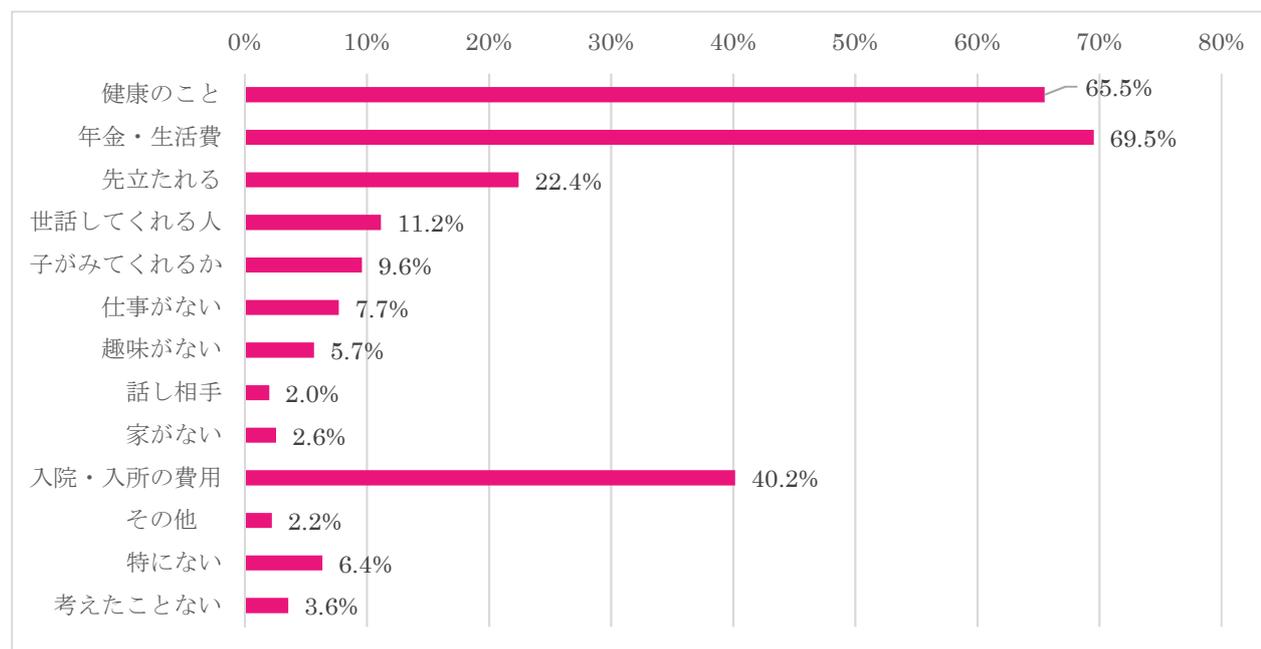
男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。

特に、女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」^{*}の視点が重要となります。そのため、互いの性差への理解促進や、性差に応じた健康づくりを支援するとともに、母子保健の充実に努めることが必要です。妊娠や出産のみならず、心身のバランスを崩しやすい思春期・更年期などのライフステージに応じた心と体の健康支援も必要となります。

市民意識調査では、「老後の不安は何ですか」との質問に対し、65%以上の人々が「年金・生活費」について「健康のこと」と答えています。

今後も、ライフステージに応じた適切な健康保持増進が行えるよう、自殺予防の視点も含めて保健・医療・福祉などが連携して、その都度課題に応じた対策の充実に講じていく必要があります。

老後の不安は何ですか



(資料/市民意識調査)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

日本では「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

施策① ライフステージに応じた心と体の健康支援

主 な 取 組	担 当 課
1. 健康づくりのための各種事業の充実に努めます。 ▼関連する主な事業 ●特定健診・特定保健指導等 ●各種がん検診 ●歯周疾患検診	健康増進課
2. 健康づくりや疾病予防のため、自ら健康管理を行えるよう、健康や食生活に関する知識の普及と保健師や栄養士による相談・助言を行います。 ▼関連する主な事業 ●健康教室（はつらつ栄養教室・地区栄養教室・地区高齢者栄養教室・健康運動普及推進員派遣事業等） ●健康相談 ●訪問指導 ●食育サポーター派遣事業 ●巣立つ君たちへの自炊塾	健康増進課 まちづくり推進課
3. 自殺予防のための相談、普及・啓発に努めます。 ▼関連する主な事業 ●所内相談等（随時） ●こころの健康講演会、思春期こころの講演会の開催 ●街頭・市報による普及啓発活動、市内高等学校へパンフレット等配布	障がい福祉課
4. 生涯スポーツの普及に努めます。 ▼関連する主な事業 ●各支部・各地区体育協会でのスポーツ大会や教室の開催	体育保健課

施策② 性と生殖に関する健康と権利を重視した健康支援

主 な 取 組	担 当 課
1. 妊娠・出産に関する情報提供や健康診査・保健指導などの充実に努めます。 ▼関連する主な事業 ●妊婦健康診査 ●妊婦歯科検診 ●妊婦相談	健康増進課
2. 不妊治療助成事業の活用を促進します。 ▼関連する主な事業 ●佐伯市子宝支援事業	健康増進課
3. 性感染症の2次感染・感染拡大の予防を目的として、性感染症についての知識の普及・啓発、情報提供に努めます。	健康増進課
4. 学校教育を通じて、適切な性に関する教育を推進します。 ▼関連する主な事業 ●性教育に関する講座等 ●思春期健康教室	学校教育課 健康増進課

指標及び目標値

指 標	現状値 平成 29 年度	目標値 平成 35 年度 (2023 年度)
乳がん検診受診率（対象者：40～69 歳）	25.5%	50.0%
子宮頸がん検診受診率（対象者：20～69 歳）	18.6%	50.0%

施策の方向3 人権の尊重と自立への支援

【現状と課題】

市の基本政策である「人が交流し、活力あふれるまちの創生」のためには、年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、誰もがすべての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら、男女共同のまちづくりを進めていく必要があります。

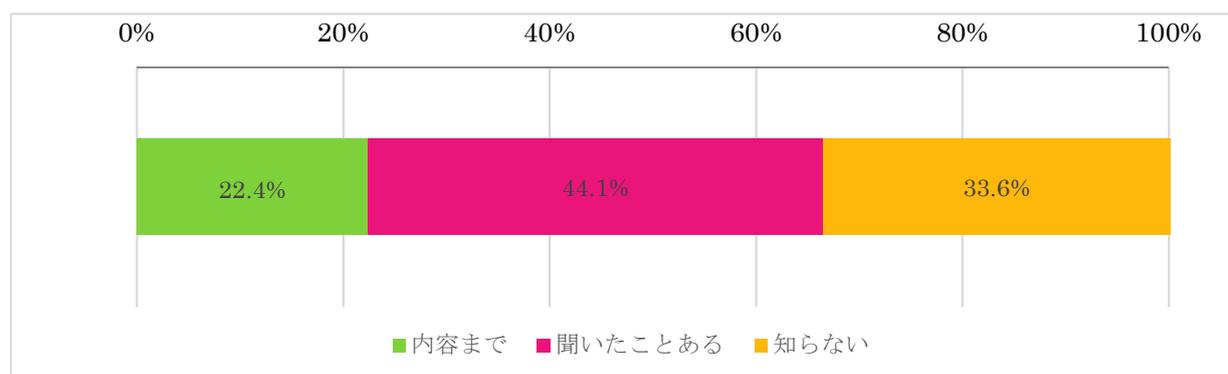
各種調査によると、LGBT*をはじめとする性的マイノリティ*の人々は、日本の人口の約8%の割合で存在するとも言われています。

市民意識調査では、「LGBTという言葉を知っていますか」との質問に対し、「内容まで知っている」と回答した人は22.4%にとどまっており、一人ひとりの人権を尊重するためには内容を知るとともに、性の多様性を容認する社会の実現が求められています。

また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の中には、様々な困難を抱える人々が増加しており、特に女性については、出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となるなど、生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。

今後も、困難を抱えた人の自立の手助けとなるよう、生活の安定と経済的自立に向けた就労支援を行うとともに、家庭の経済状況により子どもの教育環境や健康状態に差が生じないための経済的支援を行う必要があります。

LGBTという言葉を知っていますか



(資料/市民意識調査)

LGBTとは

女性の同性愛者であるレズビアン、男性の同性愛者であるゲイ、両性愛者であるバイセクシュアル、体の性と心の性が違う人であるトランスジェンダーの頭文字を並べたもので、性的マイノリティのことをいいます。

LGBT当事者は、周囲の人に理解されずに、いじめや暴力被害を受けることが多く、カミングアウト（表明、公表すること。）できない実態から、つらい体験を抱えていることが明らかになってきています。

困難を抱えた男女の人権が尊重されるとともに、性の多様性を容認する社会の実現が求められています。

性的マイノリティとは

「出生時に判定された性別（身体の性）と性自認（自分が認識している自分自身の性別）が一致し、かつ、性的志向が異性」というパターンに当てはまらない人たち。性的少数者。

施策① 人権尊重のための意識の浸透

主 な 取 組	担 当 課
1. 女性の人権を尊重する啓発を行うことにより、男女共同参画の視点に立った意識改革の推進を図ります。	人権・同和対策課
2. 市民、事業者に対し、「セクシャル・ハラスメント」や「マタニティー・ハラスメント」などは人権侵害であるという認識の浸透を図るため、学習機会の提供や意識啓発を図ります。	人権・同和対策課 商工振興課
3. 佐伯市職員の「職員のハラスメントの防止等に関する規定」に基づき、男女ともに働きやすい職場環境を確立します。また、問題が生じた場合に適切な対応ができる体制を整えます。	総務課
4. LGBTなどの性的マイノリティへの差別や偏見の解消に向けた啓発に努めます。	人権・同和対策課
5. 一人ひとりを大切に教育・学習を推進します。 ▼関連する主な事業 ●人権教育・道徳教育の充実 ●子ども特別支援ネットワーク整備事業	学校教育課

施策② 困難を抱えた人の自立のための支援

主 な 取 組	担 当 課
1. 多様な形態の家族が、経済的・社会的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、情報提供や相談支援のほか、資格取得のための支援等を行います。 ▼関連する主な事業 ●母子寡婦福祉会への支援 ●母子・父子自立支援員による相談支援 ●子育て短期支援事業 ●母子（父子）家庭高等職業訓練促進費事業	こども福祉課
2. 高齢者や障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう、相談対応、必要な支援やサービスの充実に努めます。 ▼関連する主な事業 ●介護保険サービス ●介護予防・日常生活支援総合事業 ●障害福祉サービス ●地域生活支援事業	高齢者福祉課 社会福祉課 障がい福祉課
3. 経済的負担の軽減を図るため、手当の支給や就学の援助を行います。 ▼関連する主な事業 ●児童扶養手当の支給 ●母子父子寡婦福祉資金の貸付 ●ひとり親家庭等医療費助成	こども福祉課

指標及び目標値

指 標	現状値 平成30年度	目標値 平成35年度 (2023年度)
LGBTということばの内容まで知っている人の割合	22.4%	50.0%

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり

施策の方向1 男女共同参画意識をつくる啓発活動の推進

【現状と課題】

近年、女性の社会進出が進みその活躍が注目される一方で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は以前に比べて低くなっているものの、依然としてまだ根強く残っています。

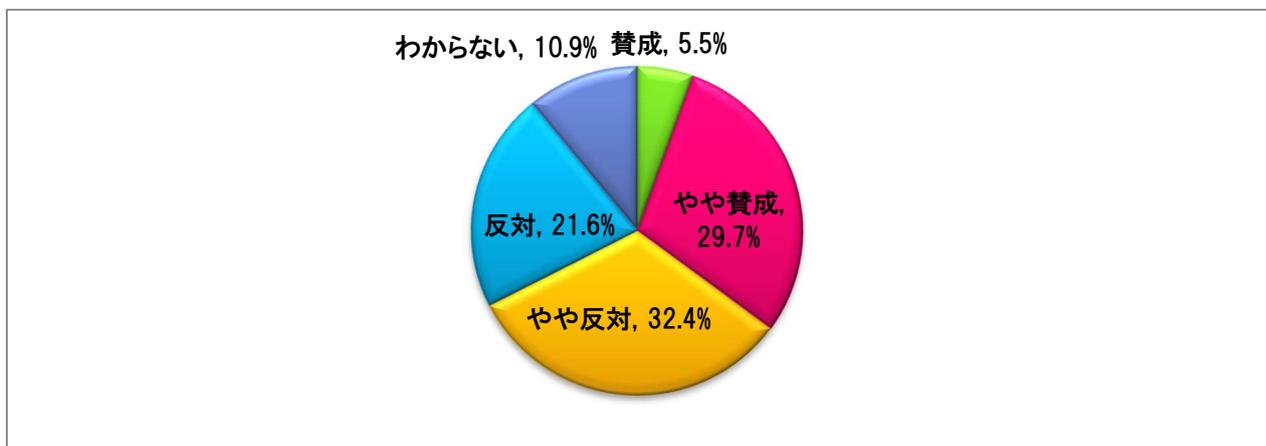
これらは、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されたものであり、多様な生き方を妨げる要因となっています。

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのように考えますか」の質問に対し、「反対」、「やや反対」が54.0%で、前回の調査時より10%以上改善されています。しかし、35.2%の人は「賛成」、「やや賛成」と回答しており、今後も引き続き固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

国際社会においても、世界各国の男女格差を測るジェンダーギャップ指数*が、日本は2018年に149か国中110位と、男女共同参画社会の実現にはまだまだ程遠い状況です。

「女子差別撤廃条約*」を批准した日本としては、国際社会と協調して、宗教上や慣習上、法律上などのあらゆる女子差別をなくしていくことが求められており、地方においても男女共同参画に向けた意識づくりのための周知・啓発活動を展開していく必要があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのように考えますか



(資料/市民意識調査)

ジェンダーギャップ指数とは

世界各国の社会進出における男女格差を示す指標で、世界経済フォーラムが毎年公表しており、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出されます。

女子差別撤廃条約とは

女子差別撤廃条約(正式名:女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)は、1979年の国連総会で採択され、日本は1985年に批准しました。

これにより、日本は1985年に男女雇用機会均等法、1999年に男女共同参画社会基本法を制定しました。

条約には、批准国は、家庭、教育、スポーツ、選挙、社会保障などのあらゆる分野での女子差別撤廃に必要な措置をとるよう定められており、条約実施の進捗状況を検討する委員会に日本が提出した報告では、政策・方針決定過程への女性参画を「喫緊の課題」、「政治・経済の分野におけるその緊急性は高い」、賃金格差は「縮小しているが、国際的に見て大きい」としています。

施策① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

主 な 取 組	担 当 課
1. 講演会や人権市民講座等の中で、男女平等に関する学習の機会を提供します。 ▼関連する主な事業 ●人権市民講座 ●ブロック別研修会 ●人権教育推進指導者の育成	人権・同和対策課 社会教育課
2. メディアにおける性・暴力表現等に対し、様々な情報を正しく入手し活用する力や情報社会において適切な行動をとるために必要な考え方や態度（情報モラル）を育てるための学習機会を提供します。〈トピックス参照〉 ▼関連する主な事業 ●男女共同参画講座 ●学校における情報モラル教育の充実	人権・同和対策課 学校教育課

施策② グローバルな視点に立った男女共同参画理解の推進

主 な 取 組	担 当 課
1. 外国語指導助手（ALT）や APU を活用した外国語教育や国際理解教育の推進を通して、グローバルな人材を育成します。 ▼関連する主な事業 ●外国語指導助手（ALT）派遣事業 ●特色ある学校づくりサポート事業	学校教育課
2. 外国籍を有する市民へのサポートを行います。 ▼関連する主な事業 ●商工会による外国人技能実習生に対する研修事業への支援	商工振興課
3. 国際的な人権意識高揚のための研修機会を提供します。 ▼関連する主な事業 ●人権市民講座	人権・同和対策課

指標及び目標値

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 平成 35 年度 (2023 年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	54.0%	70.0%

トピックス

スマホ所有率の急増に伴うメディア・リテラシー教育の必要性

メディア・リテラシーとは、テレビ、新聞、ラジオ、インターネット等で発信される情報を正しく理解し、その真意を見抜いて活用する能力のことです。

今日、スマートフォンやタブレットなどの情報端末の普及は日々進出し、所有率も低年齢化しており、必要な情報をいつでもどこでも入手することができるようになってきました。

それら多くの情報に惑わされず、正しい判断ができるようメディア・リテラシーの向上が重要なものとなっています。

男女共同参画の視点からも、メディア・リテラシーの向上が課題となることは、未だにドラマ、テレビコマーシャル、新聞、雑誌等の中で、「男性は仕事、女性は家事や育児」等といった固定的な性別役割分担を連想させる描写や性の商品化（その性的側面のみを強調し、性的対象物として扱う行為）が発信されることがあるためです。

メディアの中で描かれる男性像・女性像を鵜呑みにするのではなく、主体的に判断できるよう、メディア・リテラシーを身に付けることが大切です。子どもの頃からリテラシー能力を養えるよう、周りの大人も意識を高めていきたいですね。

施策の方向2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠であり、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習の役割がとて重要で重要です。

市民意識調査では、「現在の社会や生活は、男女が平等であると思いますか」との質問に対し、「教育の場」では53.2%の人が「平等である」と回答していますが、「家庭生活」、「職場」、「社会通念や慣習」、「政治」では50%以上の人がそれぞれ「男性が優遇されている」と回答しています。

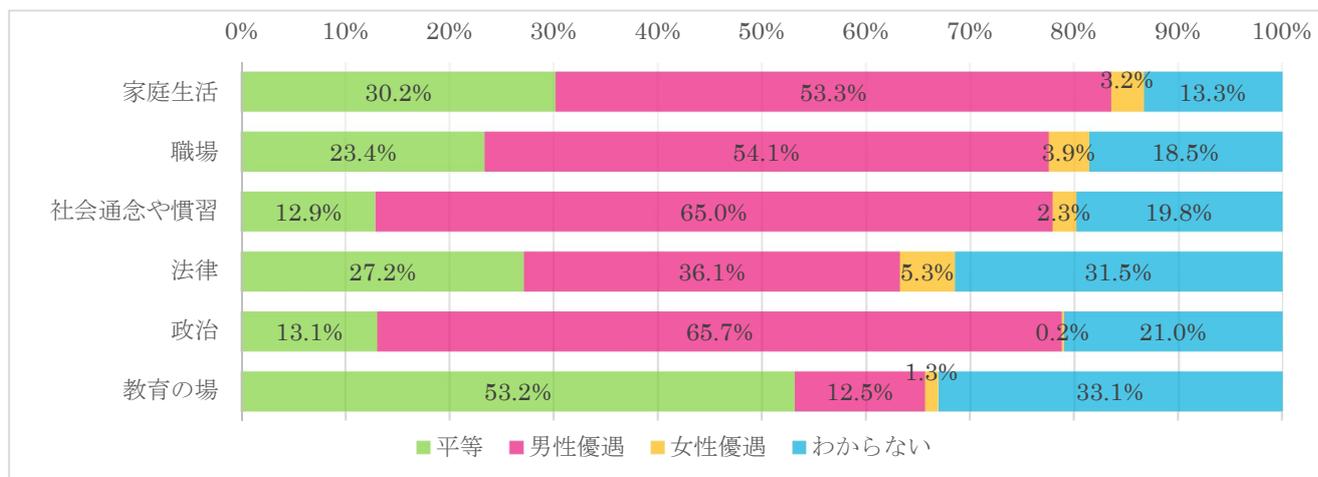
今後も学校教育において、児童・生徒が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

また、「今後、男女が社会のあらゆる分野でより平等になるためには、どのようなことが必要だと思いますか」との質問に対して、「女性自身が自覚し、知識や能力を高める」、「女性が経済的に自立するための意識改革」と回答した人が男性よりも女性に多いことから、女性自身も自らの責任が大きいと見ているようです。これに対して、男性の意見として多いのが「女性が積極的に政治や社会活動に参加する」、「社会のしくみや制度の改革」です。男性は、社会の制度的な面を変えていくことを重視しているようです。

児童・生徒の生き方、能力、適性を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育*を推進していくことが必要です。

また、科学技術・学術分野における女性研究者の割合は諸外国に比べ、いまだ低水準にとどまっていることから、これらの分野への次代を担う女性の科学技術人材を育成していくため、女子中高生、保護者、教員等に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容・働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促すなど、キャリア教育の推進を図る必要があります。

現在の社会や生活は、男女が平等であると思いますか

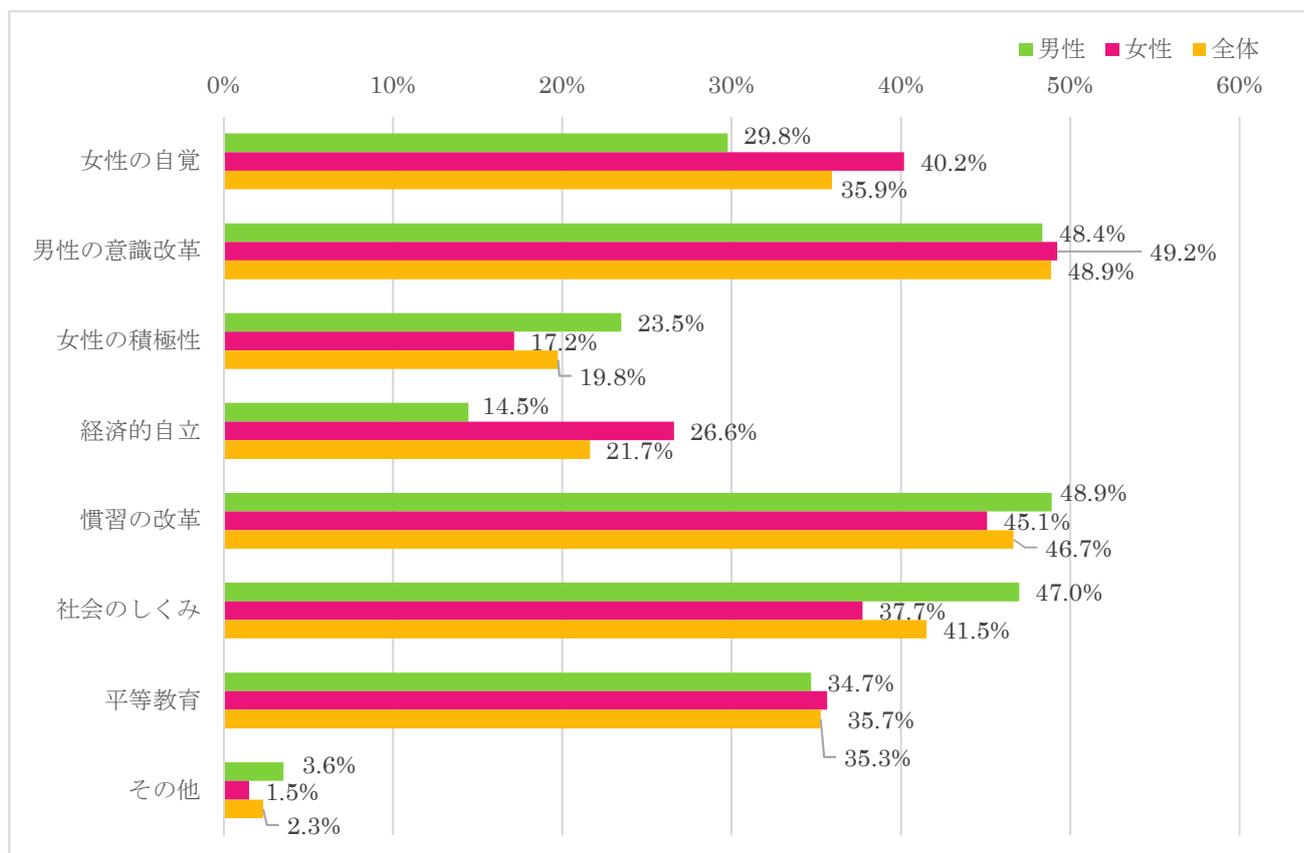


(資料/市民意識調査)

キャリア教育とは

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせ、自己の適性などを理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

今後、男女が社会のあらゆる分野でより平等になるためには、どのようなことが必要だと思いますか



(資料/市民意識調査)

施策① 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

主な取組	担当課
1. 男女共同参画を推進する教育・学習機会を充実させます。 ▼関連する主な事業 ●人権講座 ●高齢者学級 ●商工会議所関連のセミナー	学校教育課 社会教育課 商工振興課
2. 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。 ▼関連する主な事業 ●学校を核としたふるさと創生事業（職場体験等） ●佐伯市少年少女発明クラブ	学校教育課 商工振興課
3. 学校教育関係者に対する研修会を充実させます。 ▼関連する主な事業 ●教職員研修充実事業	学校教育課

指標及び目標値

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 平成 35 年度 (2023 年度)
社会通念や慣習が男女平等と考える人の割合	12.9%	30.0%

推進体制

本市は、男女共同参画社会の実現を目指し、この計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するために、推進体制の整備・充実に努めます。

(1) 市内推進体制の充実

「佐伯市男女共同参画市内会議」を中心に各課と連携を図りながら、全庁的な取組を推進します。

(2) 佐伯市男女共同参画審議会との連携

佐伯市男女共同参画計画の策定に当たっては、佐伯市男女共同参画審議会の意見を聞き、また進捗状況を報告するなど、連携しながら男女共同参画施策を推進します。

(3) 国・県及び関連機関との連携

国・県の計画や方針の積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら各種施策へ反映させます。また、国・県の行政機関や関連自治体との協力連携を強化し、広域的な取組が必要な問題の解決を図ります。

(4) 市民、事業者、各種団体等との連携

市民、事業者、各種団体等との連携を図り、協力して効果的な施策の推進に取り組めます。

(5) 計画の進行管理

佐伯市男女共同参画計画に位置付けた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、定期的に進捗状況を調査し、計画の点検・評価等を行います。

事業推進体制図（2018年4月）

総務部	総務課	市の女性職員の職域拡大・管理職への登用・適切な人員配置・時間外勤務の縮減・男性職員の育児休業取得推進
	人権・同和对策課	託児サービスの提供・審議会等への女性委員の積極的登用推進・女性リーダーの育成（佐伯市地域女性活躍推進事業）・DV相談機関等の周知・DV被害者の一時保護・DVに関する研修機会の提供・各種講演会、講座の開催（DV・セクハラ・LGBT・メディアリテラシー等）
総合政策部	政策企画課	総合計画の策定、進行管理などへの女性の参画促進
地域振興部	地域振興課	地域で活動している団体に対する男女共同参画促進
	まちづくり推進課	食生活に関する知識の普及（食育サポーター派遣・自炊塾）
	商工振興課	雇用の分野における男女平等の推進・女性の就労支援・事業所への広報、啓発・県、商工会議所関連の研修案内（労働講座・女性の創業のためのセミナー・外国人労働者に対する研修事業等）
観光ブランド推進部	観光課	女性に配慮した実践者の研修（グリーン・ツーリズム受け入れ研修会）
市民生活部	市民課	男女共同参画の観点から区等への意識啓発・DV加害者等からの住民票等請求拒否
福祉保健部	社会福祉課	DV被害者、困難を抱えた人等への相談対応、生活再建支援
	障がい福祉課	DV被害者、困難を抱えた人等への相談対応、生活再建支援・自殺予防
	こども福祉課	保育、育児サービスの充実（ファミリー・サポート・センター事業）・DV被害者、困難を抱えた人等への相談対応、生活再建支援・手当の支給や就学の援助（母子父子寡婦福祉資金貸付等）
	高齢者福祉課	各種介護サービス・DV被害者、困難を抱えた人等への相談対応、生活再建支援
	健康増進課	特定検診・特定保健指導等・各種がん検診・歯周疾患検診・健康教室・健康相談・訪問指導・妊婦健康診査・不妊治療助成・性感染症予防・思春期健康教室
建設部	建築住宅課	DV被害者、困難を抱えた人等への生活再建支援
農林水産部	農林課	女性農業経営士や女性農業従事者の活動支援・女性団体の育成
	水産課	漁協女性部が行う魚食普及活動への補助金支給
防災局	防災危機管理課	女性防災士の育成・女性の視点を含んだ防災学習
教育委員会	学校教育課	DV防止教育・性教育・人権教育・道徳教育・情報モラル教育・外国語教育・国際理解教育・男女共同参画を推進する教育・職場体験等・教職員研修
	社会教育課	家庭教育講座（PTA活動への父親参加促進）・人権教育推進指導者の育成・人権講座・高齢者学級
	体育保健課	生涯スポーツの普及
農業委員会	農業委員会事務局	女性農業委員の登用・家族経営協定の普及・促進
消防	消防本部	女性消防団員の確保、育成・女性の視点を含んだ防災学習

資料

佐伯市男女共同参画社会推進条例	31
男女共同参画社会基本法	36
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	42
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	52
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	54
男女共同参画に関する年表	65
佐伯市男女共同参画審議会委員名簿	70

佐伯市男女共同参画社会推進条例

平成 19 年 3 月 30 日条列第 21 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 11 条)
- 第 2 章 男女共同参画社会の推進を妨げる行為の禁止等(第 12 条・第 13 条)
- 第 3 章 市の行う基本的な施策(第 14 条—第 22 条)
- 第 4 章 相談及び苦情の申出等(第 23 条・第 24 条)
- 第 5 章 佐伯市男女共同参画審議会(第 25 条—第 29 条)
- 第 6 章 雑則(第 30 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成の推進(以下「男女共同参画社会の推進」という。)に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び区等の役割を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 参画

単に参加することではなく、企画・方針の決定など、より積極的かつ主体的に意思決定過程に加わることをいう。

(2) 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会(以下「参画の機会」という。)が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(3) 積極的改善措置

男女間において、参画の機会に格差がある場合に、その格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画の機会を積極的に提供することをいう。

(4) 市民

市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

(5) 事業者

市内においてあらゆる事業又は活動を行う個人、法人及びその他の団体をいう。

(6) 教育に携わる者

学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において教育活動を行うすべての者をいう。

(7) 区等

区、自治会その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて作られた団体をいう。

(8) 市民等

市民、事業者、教育に携わる者、区等をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女は、一人一人が共にかげがえのない人格の主体であり、個人としての尊厳が重んじられること。
- (2) 男女は、直接的であると間接的であるとを問わず、性別によるいかなる差別も受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (3) 男女は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行の影響を受けることなく、社会における活動を自由に選択することができること。
- (4) 男女は、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 男女は、それぞれが家庭生活と社会生活を両立させ、家庭及び社会の双方において、ともに充実した人生を送ることができること。
- (6) 男女は、お互いの性に関する身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して意思を尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) 男女共同参画社会の推進は、国際社会の取組との調和の下に推進されなければならないこと。

(市政における位置づけ)

第4条 市は、男女共同参画社会の推進を市政の最重要課題の一つとして位置づける。

(市の役割)

第5条 市は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を策定するとともに、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たっては、市民等、大分県、国等と適切に連携するものとする。
- 3 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するために必要な体制を整備するとともに、必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

第6条 市は、政策等の策定及び実施に当たっては、常に男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

第7条 市は、事業者の一人として、その職場において、自ら率先して男女共同参画社会の推進に取り組むものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、男女共同参画社会の推進について理解を深めるとともに、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、男女共同参画社会の推進について理解を深めるとともに、その事業活動において、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画社会の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その雇用する者について、性別にかかわらず、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その雇用する者が職場と家庭等とを両立できるよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第 10 条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の推進について理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進に配慮して教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(区等の役割)

第 11 条 区等は、男女共同参画社会の推進について理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進に配慮して地域活動等を行うよう努めなければならない。

2 区等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の推進を妨げる行為の禁止等

(性別による権利侵害行為の禁止)

第 12 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のいかなる分野であるかを問わず、次に掲げる性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により、その言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(夫婦(内縁関係を含む。)、恋人等の関係にある男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。)

(表現上の配慮)

第 13 条 何人も、第三者に対して情報を提供しようとする場合には、前条各号に掲げる行為その他男女共同参画社会の推進を妨げるおそれのある行為を肯定し、又は助長することとなるような表現を用いないように配慮しなければならない。

第 3 章 市の行う基本的な施策

(基本計画)

第 14 条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、佐伯市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(市民等に対する広報等の措置)

第 15 条 市は、男女共同参画社会の推進に関する市民等の理解を深めるとともに、第 12 条に規定する性別による権利侵害行為等の防止を図るため、広報、啓発、教育の充実等に努めるものとする。

(政策の立案等の過程における共同参画の促進)

第 16 条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女の参画を促進するため、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等の委員の委嘱に当たっては、可能な限り、委員の総数に占める男女の比率を均等とすることを基本として行うものとし、少なくとも、いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(市民等への広報、調査)

第19条 市は、必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画社会の推進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

(事業者に対する報告の提出要請等)

第20条 市は、必要があると認めるときは、事業者のうち規則で定めるものに対し、男女共同参画社会の推進に関する取組について報告を求め、又は適切な措置を講じるよう求めることができる。

(女性の取組に対する支援)

第21条 市は、女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を生かせるよう、さまざまな分野における女性の積極的な取組に対して必要な支援をするよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 市は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 相談及び苦情の申出等

(相談及び苦情の申出)

第23条 市民等は、市の行う男女共同参画施策、第12条に規定する性別による権利侵害行為その他男女共同参画社会の推進に関し、市に対し相談をし、又は苦情の申出をすることができる。

(相談及び苦情の申出に対する措置)

第24条 市長は、前条の規定による相談又は苦情の申出があった場合は、速やかに関係者に対し、必要に応じて説明又は資料の提出等を求め、是正の指示、勧告又は要望その他の必要な措置を行うものとする。

2 市長は、前項の措置を講じるに当たっては、関係機関等との適切な連携を図るものとする。

3 市長は、第1項の措置を講じるに当たり、必要と認めるときは、佐伯市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第5章 佐伯市男女共同参画審議会

(設置等)

第25条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、佐伯市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項
- (2) 基本計画の実施状況に関する事項

(3) その他男女共同参画社会の推進に関し市長が必要と認める事項

- 2 審議会は、市長から意見を求められたときは、速やかに調査審議し、市長に是正の要望その他の意見を述べるものとする。
- 3 審議会は、男女共同参画社会の推進に関し必要と認められる事項について独自に調査審議し、市長に建議することができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、男女共同参画社会の推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。ただし、委員の一部については、公募に基づいて委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長等)

第 27 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、審議会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(招集)

第 28 条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(関係者の出席等)

第 29 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出等を求めることができる。

第 6 章 雑則

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている佐伯市男女共同参画計画は、第 14 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。
- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、その委嘱の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重

されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女

共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

る。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めた

それぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意

思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一

項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者と与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職

員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫そ

他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、

なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和三十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和三十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和三十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並び

に附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年四月二十三日法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行

うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時

において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する

日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発する

ことができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき説明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十六年六月二日法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年七月三日法律第七十二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十六年四月二十三日法律第二十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催 		
国連婦人の10年	1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の10年(昭和60年まで。目標:平等・発展・平和) 		
	1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 	
	1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> ・青少年婦人室設置 ・大分県婦人行政企画推進会議設置 ・大分県婦人問題懇話会設置 ・「婦人の実態調査」実施
	1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 		
	1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議コペンハーゲン) ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の明日をひらく - 県内行動計画」策定 ・青少年婦人室から青少年婦人課へ改組
	1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 ・「ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	
	1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> ・大分県婦人問題懇話会が「いま問われている父親の役割」を提言
	1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」最終年世界会議(西暦2000年に向けての) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ」将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 	
	1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県婦人問題懇話会が「政策・方針決定の場への女性の参加促進」を提言
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭生活に関する実態調査」実施 	
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「社会生活に関する実態調査」実施 	
1989年 (平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「若い世代に関する実態調査」実施 	

年	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・大分県婦人問題懇話会が「新しい女性プランの策定」を提言 ・青少年婦人課から女性青少年課へ名称変更 ・大分県婦人問題懇話会から大分県女性に関する懇話会へ名称変更 	
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ・「育児休業法」の公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおいた女性プラン21」策定 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・大分県女性に関する懇話会が「安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて」を提言 	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議-平等・開発・平和のための行動-(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県女性に関する懇話会が「いきいきとした地域社会構築のための女性の役割」を提言 ・「男女の生活と意識に関する実態調査」実施 	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 		
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県女性に関する懇話会が「男女共同参画身近なところからのアクションプログラム」を提言 	
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行 ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県女性に関する懇話会が「男女共同参画社会が男性に期待するもの」を提言 ・大分県女性に関する懇話会から大分県男女共同参画懇話会へ名称変更 ・「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施 	

年	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」 (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」 閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制 等に関する法律」施行		
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「DV防止法」公布・施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援 策の方針について」閣議決 定 ・「育児・介護休業法」改正	・大分県男女共同参 画懇話会が「大分県 男女共同参画計画」 について答申 ・「おおいた男女共同 参画プラン」策定 ・大分県男女共同参 画推進本部設置 ・大分県男女共同参 画懇話会が「大分県 の男女共同参画推進 に関する条例案の骨 子」について答申	
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支 援に関する懇話会設置	・「大分県男女共同参 画推進条例」公布・ 施行 ・女性青少年課から 青少年・男女共同参 画課へ改組 ・大分県男女共同参 画審議会設置	
2003年 (平成15年)		・「女性のチャレンジ支援策 の推進について」男女共同 参画推進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」 公布、施行 ・女子差別撤廃条約実施状 況第4回・5回報告審議 ・「次世代育成支援対策推進 法」公布・施行	・大分県消費生活・ 男女共同参画プラザ (アイネス) 開設	
2004年 (平成16年)		・「女性国家公務員の採用・ 登用の拡大等について」男 女共同参画推進本部決定 ・「DV防止法」改正 (12月2日施行:①配偶者 からの暴力の定義が身体的 暴力に限定されていたもの から言葉や態度などによる 精神的暴力も含むこととな った。②元配偶者も保護命 令の対象となった。③退去 命令の期間が2か月へ	・青少年・男女共同 参画課から県民生 活・男女共同参画課 へ改組 ・「男女共同参画社会 づくりのための意識 調査」実施	
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」 世界閣僚級会合 (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画 (第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援 プラン」策定 ・「仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス) 憲 章」及び「仕事と生活の調 和推進のための行動指針」 策定 ・「育児・介護休業法」改正	・「大分県DV対策基 本計画」策定	・旧佐伯市・旧南海部郡 1市8か町村が合併し、 「新佐伯市」発足 ・男女共同参画計画につ いては、旧佐伯市の計画 を引継ぎ

年	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課に「男女共同参画・市民協働係」新設 ・「佐伯市男女共同参画懇話会」設置
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正(平成20年1月施行、電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールほか)) ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の推進を市政の最重要課題の一つとして位置づけ、市や市民、区、事業者、教育者それぞれの役割を明確に定めた「佐伯市男女共同参画社会推進条例」制定
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・「輝く女性サポートプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁外組織として「佐伯市男女共同参画審議会」設置 ・市町村合併後初めて、市民を対象に「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・男女共同参画シンボルマーク決定 ・男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大分県DV対策基本計画(改訂版)」策定 ・アイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定 ・「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐伯市男女共同参画庁内会議」設置 ・「佐伯市男女共同参画計画(改訂版)」策定
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活・男女共同参画課をアイネスに移転・統合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐伯市男女共同参画計画(改訂版)」を進行管理するため、毎年、男女共同参画事業の進捗状況調査を実施、審議会に報告
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)正式発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者虐待防止法」成立 ・「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次おおいた男女共同参画プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市男女共同参画審議会において「佐伯市男女共同参画計画(改訂版)」の重要課題11項目のうち5項目(政策・方針決定の場への女性の参画推進等)を、平成24年度の男女共同参画推進事業の重点項目とした。

年	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画」策定	・「第3次大分県DV対策基本計画」策定	
2013年 (平成25年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの提言 ・「DV防止法」改正（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とする） ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加）		・「佐伯市男女共同参画庁内会議要綱」を廃止 ・「佐伯市男女共同参画庁内会議設置規程」制定
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言 ・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告提出	・「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	・市民意識調査の結果や前計画の取組状況、配偶者暴力防止法の一部改正等を踏まえ、「第3次佐伯市男女共同参画計画」策定
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク）	・「女性活躍推進法」成立、一部施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「女性が輝くおおい推進会議」設立	・企画課男女共同参画・市民協働係から地域振興課食育推進・男女共同参画係に移行
2016年 (平成28年)	・第60回国連婦人の地位委員会（「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」）の開催	・「育児・介護休業法」の改正（平成29年1月施行） ・「女性活躍加速のための重点方針2016」の策定	・「第4次おおい男女共同参画プラン」策定 ・「大分県犯罪被害者等支援推進指針」策定	・地域振興課食育推進・男女共同参画係からまちづくり推進課食育推進・男女共同参画係に移行
2017年 (平成29年)	・第61回国連婦人の地位委員会の開催	・「女性活躍推進のための重点方針2017」の策定	・「第4次大分県DV対策基本計画」策定	・まちづくり推進課食育推進・男女共同参画係から人権・同和対策課人権推進・男女共同参画係に移行
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行		・福祉保健部人権・同和対策課から総務部人権・同和対策課に移行

佐伯市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属・活動団体等	備考
浅利 妙峰	(有)糶屋本店 代表取締役	
麻生 憲彦	佐伯市立 上堅田小学校 校長	
植木 優子	昭和中学校 PTA/弥生児童館職員	
内田 尚吾	佐伯商工会議所 青年部 会長	
大杉 至	大分大学 福祉健康科学部 教授	
大鶴 優子	ころころ Happy	任期：平成 30 年 10 月 31 日まで
岡田 陽子	佐伯市母子・父子自立支援員	
河野 麻美	Cafe Ange オーナー ／大分県「食育ひろげ隊」講師	
桑野 恭子	認定指定 NPO 法人 地域環境ネットワーク 理事	
塩月 和子	佐伯人権擁護委員協議会 人権擁護委員	
菅 尚巳	一般公募（地区民生委員、議会モニター）	
田中 ツルミ	一般公募	任期：平成 30 年 11 月 1 日から
谷川 浩明	社会就労センターさつき園小島 施設長／大分県 人権問題講師団／佐伯市人権研修講師協議会	副会長
戸高 ゆかり	佐伯市母子寡婦福祉会	
富高 国子	つるおか子どもの家 代表	会長
増村 鈴栄	青山女性百人会	
米澤 義訓	佐伯市区長会連合会 副会長	任期：平成 30 年 11 月 1 日から

(五十音順、敬称略)